

県民行動指針 Ver.6

※下線は改定箇所

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染症の第2波防止への「挑戦」のため、以下のことをお願いいたします。

1 感染防止対策を徹底する

発熱、咳、全身の倦怠感等の症状がみられる際には絶対に外出しない、人との間隔をできるだけ 2 m（最低 1 m）空ける、マスクの着用（屋外で人が近くにいない場合は除く。）、帰宅後や食事前の手洗いなど、「うつさない・うつらない」ための行動をお願いします。

また、体調不良の同居家族がいる場合には、部屋や食事などの生活空間を分けて、家庭内における感染防止対策を徹底してください。

2 他県との往来は注意して行動する

訪問先の感染状況を十分把握し、継続して感染者が発生している地域へ往来する場合には、感染防止対策に注意して行動してください。

3 感染リスクが高まる密閉・密集・密接の場を「つくらない」「近づかない」

感染リスクのある「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」という 3 つの条件（三つの密）を避けてください。

また、店舗等が実施している対策や接触確認アプリの利用に協力してください。

万一接触確認アプリからの通知があった場合には、最寄りの保健所に相談してください。

4 医療機関を受診する前に電話で相談する

発熱等の症状がある場合は、事前に相談窓口やかかりつけ医に電話で相談し、受診時にはマスクを着用してください。

もし受診後の経過について不安がある場合には、複数の医療機関を受診することは避け、最寄りの保健所に相談してください。

5 職場における感染防止対策を徹底する

在宅勤務（テレワーク）やシフト制導入など働き方の見直しを行ってください。

また、出勤時の検温、喫煙所や更衣室、社員食堂における三つの密の回避などを徹底してください。

さらに、感染者や濃厚接触者が所属する職場等においては、社員・職員の自宅待機など感染拡大の防止に協力してください。

6 店舗等における感染防止対策を徹底する

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を参考に、人が集まらない工夫（整理券配布、テイクアウトなど）や、来店時のマスク着用の呼びかけなどを徹底してください。

また、感染が発生した場合に備え、利用客の連絡先等を記録し、万一感染が発生した場合には、名簿の提出など保健所の調査に協力してください。

7 県内医療を守るために最大限協力する

県内の医療機関、医師・看護師などの方々は、全県的な感染対策に積極的に参加・協力してください。

また、医療体制を守るため、保育所、高齢者福祉施設などは、医療関係者等のご家族の利用に全面的に協力してください。

8 人権・個人情報保護を徹底する

感染者・濃厚接触者や医療従事者ならびにその家族や関係者等に対して、いわれのない誹謗中傷や差別的行為は絶対しないようお願いします。

令和2年6月19日

福井県知事 杉本 達治